

福岡医発第849号(地)

平成29年6月21日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成29年度税制改正における中小企業等経営強化法に基づく税制措置等について

今般、標記の件について、別添のとおり日本医師会から情報提供がありました。

昨年12月8日に決定されました平成29年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)における、日本医師会税制要望の実現項目については、平成29年1月19日付「平成29年度税制改正について」(福岡医発第2882号(地))でご案内しております。

本件は、上記実現項目のうち、「中小企業投資促進税制の拡充と適用期限延長」及び「中小企業等経営強化法による固定資産税の軽減措置拡充」については、別添の資料1から6までの通り具体的内容が示され、4月1日から適用開始された旨を通知するものです。

中小企業等経営強化法に基づく税制措置として、固定資産税の特例が拡充され対象設備に器具備品(医療機器、電気機器、事務機器等が該当)や建物附属設備(冷暖房設備、電気設備等が該当)等が追加されるとともに、中小企業経営強化税制(所得税・法人税)が創設され中小事業者等に該当する医療機関については器具備品(医療機器を除く)やソフトウェア等について即時償却または税額控除を選択適用することができます。これらは、同法に基づく経営力向上計画の認定を受けることが必要です。

中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制措置として、中小企業投資促進税制(所得税・法人税)の対象業種に医療業が引き続き含まれるとともに、商業・サービス業活性化税制(所得税・法人税)については医療業が対象業種とされないものの対象設備を介護事業等に使用する場合または介護事業等と医療業の両方に使用する場合は利用可能です。

これらの制度概要及び留意点につきましては資料1にまとめられており、参考資料1と参考資料2で表に整理されておりますので、併せてご参照ください。

つきましては、各税制措置の詳細については税理士等の専門家に事前にご確認されま
よう、その旨も併せて、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、各税制措置について、中小企業庁のホームページの経営サポート「経営強化法による支援」(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>)及び財務サポート

「税制支援」(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>)に、各種資料が掲載されていますのでご参照ください。また、別添資料についても、更新される場合がありますので、中小企業庁ホームページでご確認ください。

[添付資料]

- 資料1 平成29年度税制改正における中小企業等経営強化法に基づく税制措置等の概要
- 資料2 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置(中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について(中小企業・小規模事業者関係)」(平成29年3月)より抜粋)
- 資料3 中小企業等経営強化法に基づく税制措置・金融支援活用のでびき(平成29年度税制改正対応版、平成29年4月7日版)(中小企業庁)
- 資料4-1 中小企業等経営強化法 経営力向上計画策定の手引き(平成29年4月7日版)(中小企業庁)
- 資料4-2 事業分野別指針の概要について(抜粋)(平成28年11月)(経済産業省)
- 資料4-3 医療分野に係る事業分野別指針(平成28年7月1日厚生労働省告示第281号)
- 資料4-4 介護分野に係る事業分野別指針(平成28年7月1日厚生労働省告示第284号)
- 資料5 中小企業投資促進税制(中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について(中小企業・小規模事業者関係)」(平成29年3月)より抜粋)
- 資料6 商業・サービス業・農林水産業活性化税制(中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について(中小企業・小規模事業者関係)」(平成29年3月)より抜粋)
- 参考資料1 中小企業経営強化税制、中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例の概要
- 参考資料2 商業・サービス業活性化税制、中小企業投資促進税制の概要

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 今村 定臣

平成29年度税制改正における中小企業等経営強化法に基づく税制措置等について（情報提供）

昨年12月8日に決定されました平成29年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）における、本会税制要望の実現項目につきまして、平成28年12月28日付都道府県医師会宛通知文「平成29年度税制改正について」（日医発第1052号）でご案内しておりますが、上記実現項目のうち、「中小企業投資促進税制の拡充と適用期限延長」及び「中小企業等経営強化法による固定資産税の軽減措置拡充」については、別添の資料1から6までの通り、具体的内容が示され、4月1日から適用開始されたのでご案内申し上げます。

中小企業等経営強化法に基づく税制措置として、固定資産税の特例が拡充され対象設備に器具備品（医療機器、電気機器、事務機器等が該当）や建物附属設備（冷暖房設備、電気設備等が該当）等が追加されるとともに、中小企業経営強化税制（所得税・法人税）が創設され中小事業者等に該当する医療機関については器具備品（医療機器を除く）やソフトウェア等について即時償却または税額控除を選択適用することができます。これらは、同法に基づく経営力向上計画の認定を受けることが必要です。

中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制措置として、中小企業投資促進税制（所得税・法人税）の対象業種に医療業が引き続き含まれるとともに、商業・サービス業活性化税制（所得税・法人税）については医療業が対象業種とされないものの対象設備を介護事業等に使用する場合同じまたは介護事業等と医療業の両方に使用する場合は利用可能です。

これらの制度概要及び留意点につきましては資料1にまとめており、参考資料1と参考資料2で表に整理しておりますので、併せてご参照ください。

つきましては、各税制措置の詳細については税理士等の専門家に事前にご確認されますよう、その旨も併せて、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、各税制措置について、中小企業庁のホームページ、経営サポート「経営強化法による支援」（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>）及び財務サポート「税制支援」（<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>）に、各種資料が掲載されていますのでご参照ください。また、別添資料についても、更新される場合がありますので、中小企業庁ホームページでご確認ください。

[添付資料]

- 資料1 平成29年度税制改正における中小企業等経営強化法に基づく税制措置等の概要
- 資料2 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置（中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について（中小企業・小規模事業者関係）」（平成29年3月）より抜粋）
- 資料3 中小企業等経営強化法に基づく税制措置・金融支援活用のおてびき（平成29年度税制改正対応版、平成29年4月7日版）（中小企業庁）

- 資料4－1 中小企業等経営強化法 経営力向上計画策定の手引き（平成29年4月7日版）
（中小企業庁）
- 資料4－2 事業分野別指針の概要について（抜粋）（平成28年11月）（経済産業省）
- 資料4－3 医療分野に係る事業分野別指針（平成28年7月1日厚生労働省告示第281号）
- 資料4－4 介護分野に係る事業分野別指針（平成28年7月1日厚生労働省告示第284号）
- 資料5 中小企業投資促進税制（中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について（中小企業・小規模事業者関係）」（平成29年3月）より抜粋）
- 資料6 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について（中小企業・小規模事業者関係）」（平成29年3月）より抜粋）

- 参考資料1 中小企業経営強化税制、中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例の概要
- 参考資料2 商業・サービス業活性化税制、中小企業投資促進税制の概要

平成29年度税制改正における中小企業等経営強化法に基づく税制措置等の概要

1. 中小企業等経営強化法に基づく税制措置

(1) 固定資産税の特例 (資料3 (P.2~6)、資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4、参考資料1参照)

① 概要

中小事業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

② 中小事業者等とは

- ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

③ 対象設備・対象業種

- ・ 機械装置 (160万円以上／販売開始10年以内)
- ・ 測定工具及び検査工具 (30万円以上／販売開始5年以内)
- ・ 器具備品 (30万円以上／販売開始6年以内)
- ・ 建物附属設備 (60万円以上／販売開始14年以内、償却資産として課税されるものに限る)

平成29年度税制改正により新たに対象に追加された設備(測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備)については、業種ごとに一定の基準を満たす地域に限定され、「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」については、東京都が対象地域から除外されました(注1)。

(注1) 中小企業庁「経営力向上設備等に係る固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>

(2) 中小企業経営強化税制(所得税・法人税) (資料3 (P.7~12)、資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4、参考資料1参照)

① 概要

中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除(*)を選択適用できます。

*取得価額の10%(資本金又は出資金の額が3,000万円超 1億円以下の法人は7%)

② 中小企業者等とは

- ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等(中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る)

③ 対象設備

	生産性向上設備 (A 類型：工業会等証明)	収益力強化設備 (B 類型：経済産業省経済産業局確認)
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	・ 機械装置 (160 万円以上／販売開始 10 年以内) ・ 測定工具及び検査工具 (30 万円以上／販売開始 5 年以内) ・ 器具備品 (30 万円以上／販売開始 6 年以内) (注 2) ・ 建物附属設備 (60 万円以上／販売開始 14 年以内) (注 3) ・ ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70 万円以上／販売開始 5 年以内)	・ 機械装置 (160 万円以上) ・ 工具 (30 万円以上) ・ 器具備品 (30 万円以上) (注 2) ・ 建物附属設備 (60 万円以上) (注 3) ・ ソフトウェア (70 万円以上)

(注 2) 医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(注 3) 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

医療保健業 (注 4) を行う事業者については、厚労省の税制改正要望する措置との関係による特定事業の制限として、対象設備から、器具備品のうち医療機器が除外されるとともに、建物附属設備が除外されました。

(注 4) 医療保健業について以下の通達等があり、医療事業だけでなく概ね介護事業等を含む。

・ 法人税法基本通達 15-1-56 令第5条第1項第29号《医療保健業》の医療保健業には、療術業、助産師業、看護業、歯科技工業、獣医業等が含まれる。(昭56年直法2-16「七」、平15年課法2-7「五十三」により改正)
・ 介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて(平成12年6月1日付老発第510号照会に対する回答)、平成12年6月8日、課法2-6 介護保険法の規定に基づく介護サービス事業については、御照会に係る事業内容等を前提とすれば、法人税法上、以下のとおり、法人税法施行令第5条に規定する収益事業として取り扱われるものと考えられます。 (1) 介護サービス事業 (2)、(3) 及び (4) を除く) …医療保健業 (法令 5①二十九) (2) 福祉用具貸与 …物品貸付業 (法令 5①四) (3) 特定福祉用具販売 …物品販売業 (法令 5①一) (4) 住宅改修 …請負業 (法令 5①十)

2. 中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制措置

(1) 中小企業投資促進税制（所得税・法人税）（資料5、参考資料2参照）

① 概要

中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%税額控除(*)が選択適用できます。

*資本金又は出資金の額が3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用なし。

② 中小企業者等とは

- ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 農業協同組合等（租税特別措置法第42条の4第6項第5号）

③ 対象業種

サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く）を除く）、卸売業、小売業、製造業等
※対象業種に、医療業と介護事業も含まれます。

④ 対象設備

- ・ 機械・装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ・ 測定工具及び検査工具で1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上
- ・ ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどの一定のものは除く）で次に掲げるいずれかのもの
 - (ア) 一つのソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
 - (イ) その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの
- ・ 普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
- ・ 内航海運業の用に供される船舶（取得価額の75%以上が対象）

(2) 商業・サービス業活性化税制（所得税・法人税）（資料6、参考資料2参照）

① 概要

商業・サービス業を営む中小企業者等（認定経営革新等支援機関等を除く）が、経営改善に資する設備を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%税額控除(*)が選択適用できます。

*資本金又は出資金の額が3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用なし。

② 中小企業者等とは

- ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 農業協同組合等（租税特別措置法第42条の4第6項第5号）

③ 対象業種

サービス業(駐車場業、娯楽業(映画業を除く)、医療業を除く)、卸売業、小売業等

※対象となる業種については、「主たる事業」でない場合でも適用可能。例えば医療機関が介護事業のために設備を導入し、「主たる事業」である医療業とは別の事業(「従たる事業」)である介護事業のためにその設備を使用する場合、適用を受けることができる。また、「主

たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象に該当していれば、適用を受けることが可能。例えば、「主たる事業」である医療業と「従たる事業」である介護事業の両方にその設備を使用する場合においても、適用を受けることができます。

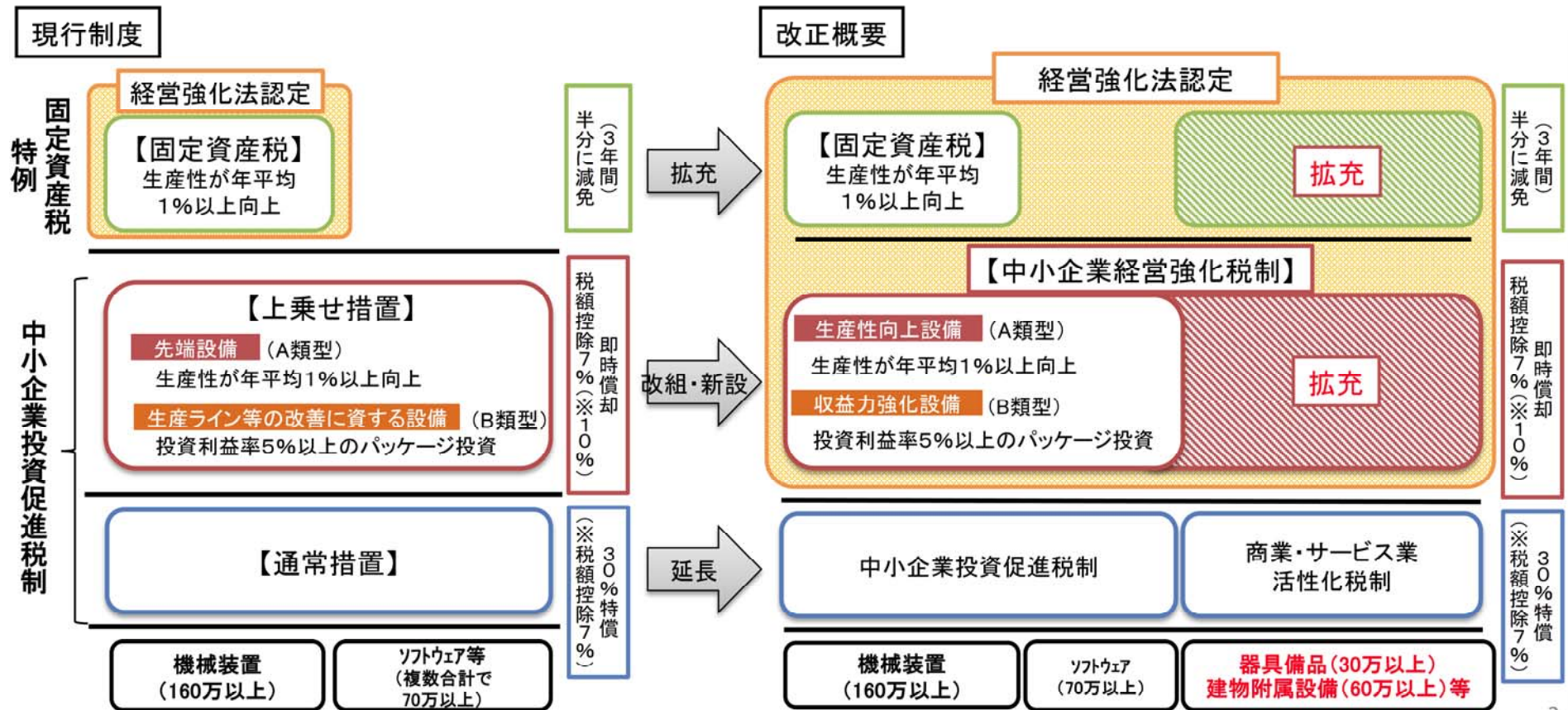
④ 対象設備

認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

- ・ 器具・備品で1台 30 万円以上
- ・ 建物附属設備で 1 台 60 万円以上

1. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置（法人税・所得税・法人住民税・事業税・固定資産税）

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加（適用期限は2年間）。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。



中小企業等経営強化法に基づく 税制措置・金融支援 活用の手引き

(平成29年度税制改正対応版)

目次

1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく
支援措置・・・P.1

2. 税制措置

① 固定資産税の特例

- (1) 制度の概要・・・P.2
- (2) 適用手続き・・・P.4

② 中小企業経営強化税制

- (1) 制度の概要・・・P.7
- (2) 適用手続き・・・P.8
 - A類型：生産性向上設備・・・P.8
 - B類型：収益力強化設備・・・P.10

3. 金融支援

- (1) 各種金融支援の概要・・・P.13
- (2) 適用手続き・・・P.15

4. ホームページ・問い合わせ先・・・P.15

1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく支援措置

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）を受けることができます。

○**税制措置**・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

○**金融支援**・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

※ 経営力向上計画の策定は、別冊「経営力向上計画策定の手引き」をご確認下さい。

2. 税制措置

中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要

1. **固定資産税が3年間半分にになります。（固定資産税の特例）**

2. 法人税^{※1}について、**即時償却または取得価額の10%^{※2}の税額控除**が選択適用できます。（**中小企業経営強化税制**）

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 〔生産性が年平均 1%以上向上〕		地域・業種を限定した上で 拡充 (平成29年4月1日～)	
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） 〔生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資〕		拡充 (平成29年4月1日～)	
		【中小企業投資促進税制（中促）】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

2. ① 固定資産税の特例

(1) 制度の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

条文：地方税法附則第15条第43項（固定資産税等の課税標準の特例）

① 中小事業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。
- ①大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以上の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは？

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

経営力向上設備等の要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。
証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP. 4を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 （1台1基又は一の 取得価額）	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具（※1）	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※1）	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※1、2）	全て	60万円以上	14年以内

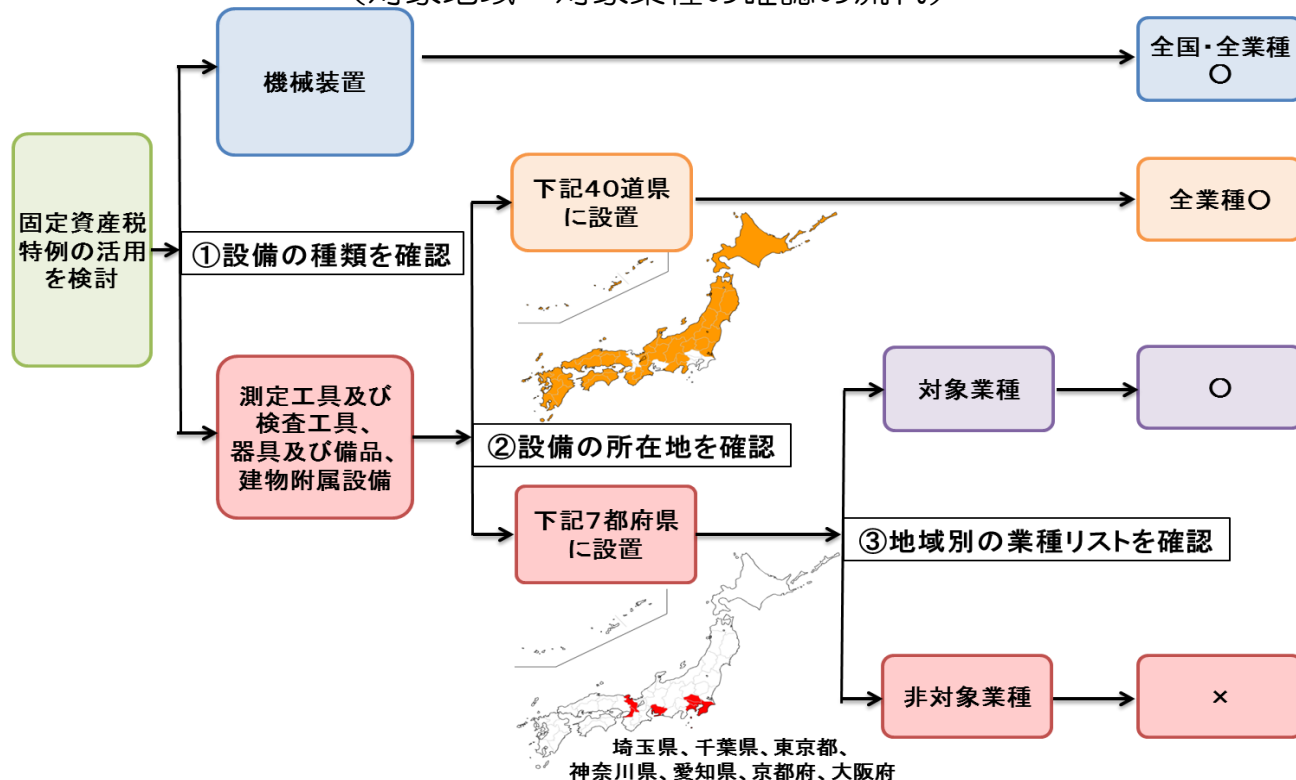
※1 工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域において対象業種に限定あり。
（詳細はP.3を参照） ※2 償却資産として課税されるものに限る。

2. ① 固定資産税の特例

対象地域・対象業種について

平成29年度税制改正により新たに対象に追加された設備（測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備）については、一部の地域において対象業種が限定されます。機械装置については引き続き全国・全業種対象です。以下の流れで設備の地域及び業種をご確認下さい。

（対象地域・対象業種の確認の流れ）



① 設備の種類を確認

機械装置であれば全国・全業種対象です。測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備であれば②の確認へ。

② 設備の所在地を確認

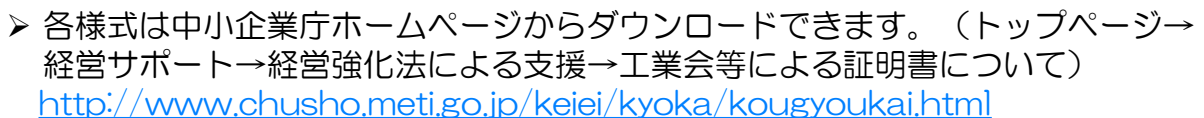
当該設備の所在地が、以下の7都府県に該当する場合には③の確認へ。
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府
その他の40道県に所在する設備の場合には全業種対象です。
（注意）地域の判断は、設備の所在地であることに注意して下さい。

③ 地域別の業種リストを確認

経営力向上計画の「2 事業分野と事業分野別指針」欄の「事業分野（中分類）」が、地域別の業種リストにおける対象業種（中分類）に該当するかどうかを確認して下さい。地域別の業種リストは中小企業庁ホームページからご確認下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>

※中小企業経営強化税制のA類型も同じ証明書（1枚）で適用できます。



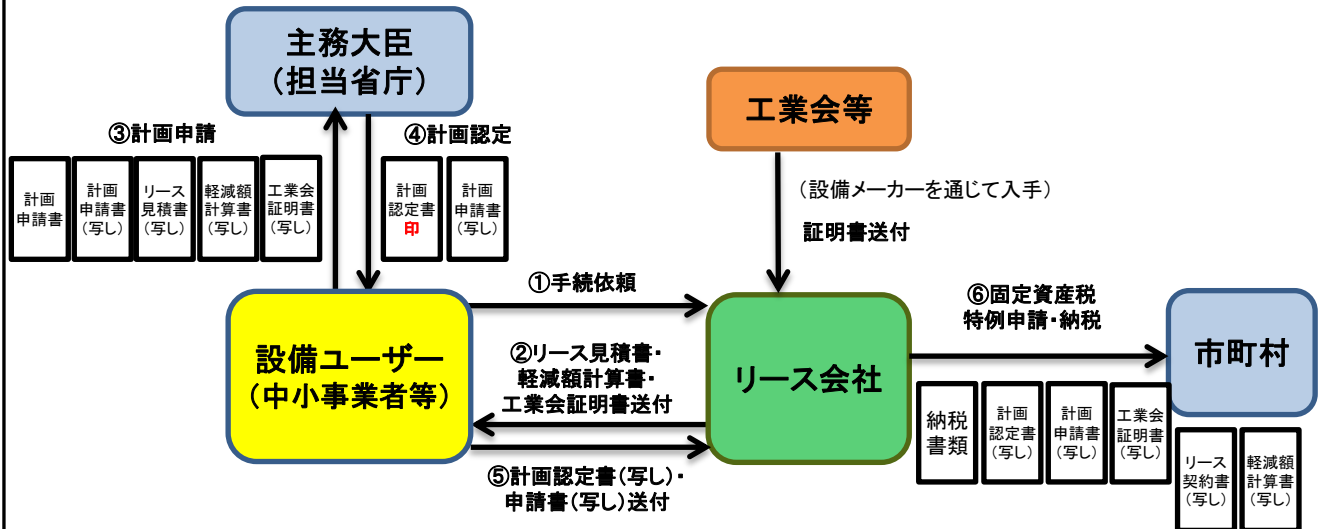
- ⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書、⑤の計画申請書及び⑥の計画認定書（いずれも写し）を添付してください。

2. ① 固定資産税の特例

所有権移転外リースの場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）

※ 所有権移転リースであって、リース会社が固定資産税を負担する場合も該当します。

※ 中小企業経営強化税性A類型の場合は、設備利用者と税制優遇の適用を受ける者が一致しますので、前ページの手続に従ってください。



- 固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小事業者等に還元する仕組みです。
- 工業会証明書のほか、リース見積書、（公社）リース事業協会が確認した軽減額計算書が必要になりますので、詳しくはリース会社にご相談ください。

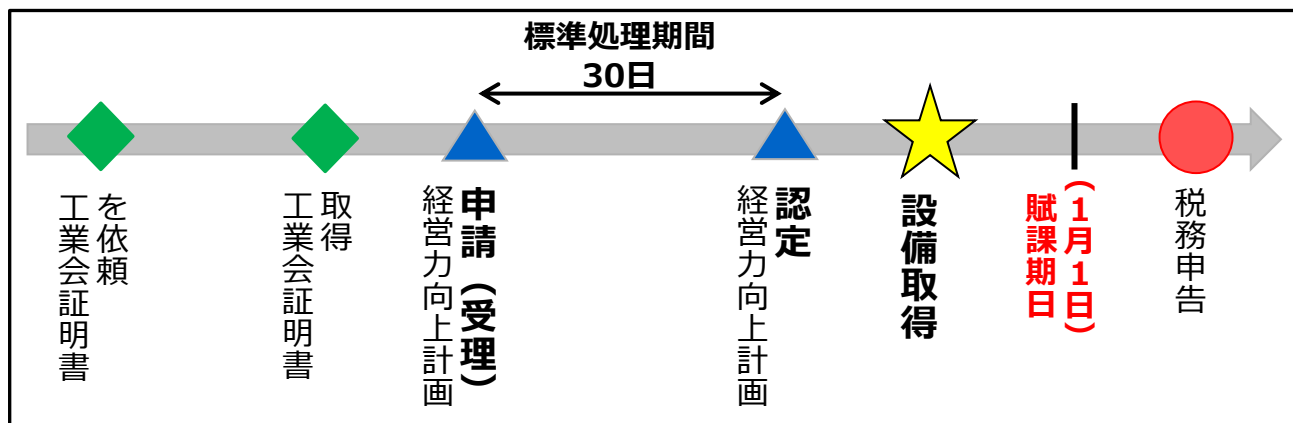
- ① 設備ユーザーは、設備を決定し、リース会社に手続きを依頼します。
- ② リース会社は、リース見積書・（公社）リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会等による証明書を設備ユーザーに送付します。
- ③ 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とその写しとともに、リース会社から入手した書類（リース見積書、軽減額計算書、工業会等による証明書）の写しを添付して、主務大臣に計画申請します。
※リース会社から入手した書類については、設備ユーザーが保管してください。
- ④ 主務大臣は、計画認定書を設備ユーザーに交付します。
- ⑤ 設備ユーザーはリース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写しを送付します。
- ⑥ リース会社が自治体に納税手続を行います。

2. ① 固定資産税の特例

設備の取得時期について（固定資産税の特例）

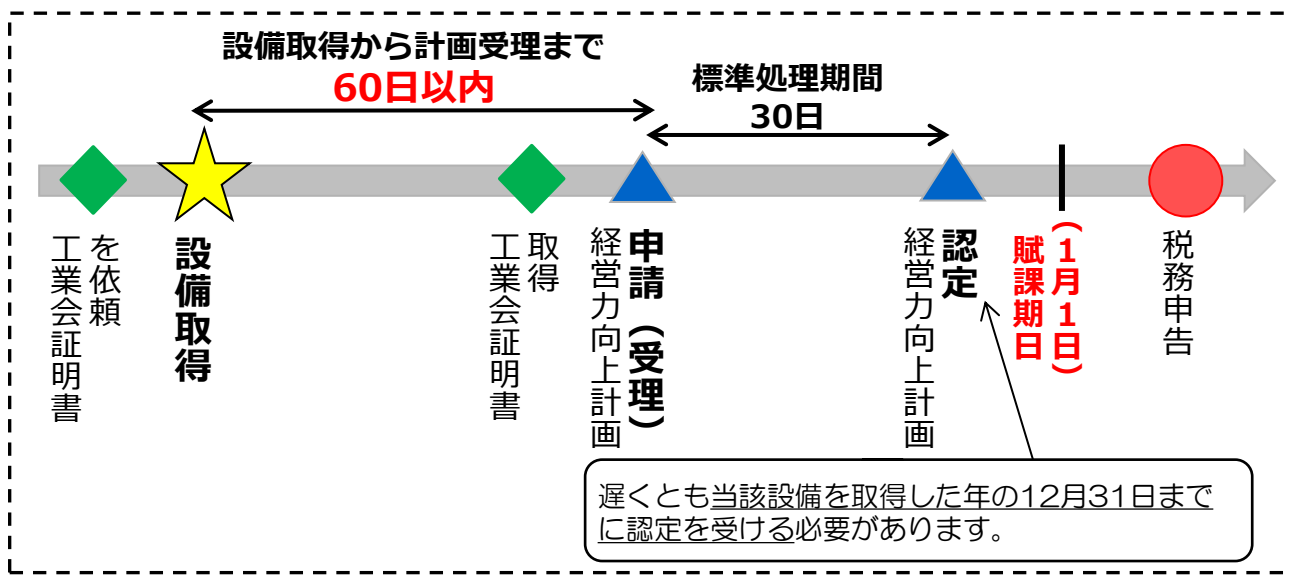
経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【例外】 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。この場合、税制の適用を受けるためには、固定資産税の賦課期日は、毎年1月1日であることから、遅くとも当該設備を取得した年の12月31日までに認定を受ける必要があります（12月31日を超えて認定を受けた場合、減税の期間が2年となります）。



2. ② 中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

条文：租税特別措置法

第10条の5の3（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】

第42条の12の4（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】

第68条の15の5（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

① 中小企業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る）

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 指定期間とは？

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（※1）（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内） ◆ソフトウェア（※3）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（※1）（30万円以上） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上） ◆ソフトウェア（※3）（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等	

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

2. ② 中小企業経営強化税制

④ 指定事業とは？

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

- （注1）中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。
- （注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。
- （注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

（2）適用手続き

（2-1）A類型：生産性向上設備

生産性向上設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（※）

※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。
証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP. 4を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 （1台1基又は一の取得価額）	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※1）	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※2）	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※3）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

2. ② 中小企業経営強化税制

(2-2) B類型：収益力強化設備

収益力強化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。
確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.10を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一 の取得価額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品(※1)	全て	30万円以上
建物附属設備(※2)	全て	60万円以上
ソフトウェア(※3)	全て	70万円以上

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

投資利益率の計算について

年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{\text{「営業利益＋減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

投資計画の策定単位について

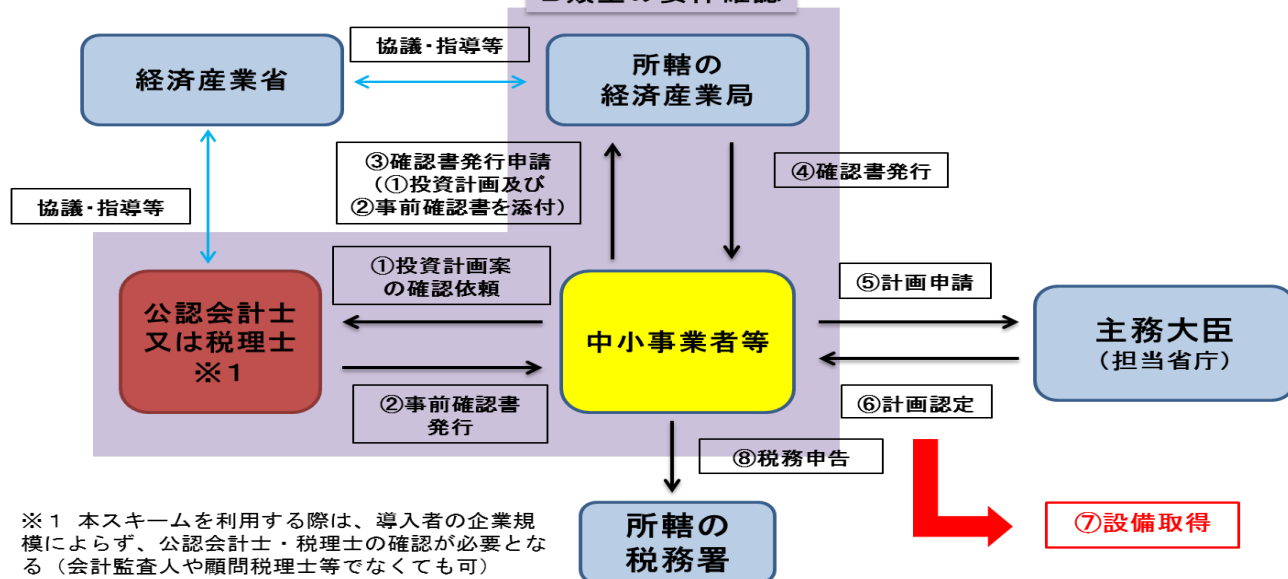
投資計画の策定単位は、収益力強化設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、投資計画の策定単位です。

（例）工場の生産ラインの改善投資→生産ライン単位（工場全体に効果が出る場合は工場単位）

2. ② 中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制B類型）

B類型の要件確認



※1 本スキームを利用する際は、導入者の企業規模によらず、公認会計士・税理士の確認が必要となる（会計監査人や顧問税理士等でなくても可）

- 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について）
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo.html>

- ①・② 申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。
公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。
- ③・④ 申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局（※）に、事前にご連絡（予約）をした上で、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明ください。
※申請書に記載のある設備の導入場所に当該申請書について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合は設備の導入場所の管轄の経済産業局でも申請ができます。
経済産業局は、③のご説明を受けてから、概ね1ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡しします。
- ⑤・⑥ 申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。
- ⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の確認書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。
- ⑨ ④の確認書の交付を受けた申請者は、設備の取得等をする年度の翌年度以降3年間について、当該投資計画に関する実施状況報告書（様式4）を、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後4ヶ月以内に、確認書の交付を受けた経済産業局に提出してください。

2. ② 中小企業経営強化税制

各経済産業局の問い合わせ先

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011-709-3140）	北海道
○東北経済産業局 経営支援課（直通：022-221-4806）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048-600-0321）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052-951-0253）	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課（直通：076-432-5401）	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課（直通：06-6966-6065）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 中小企業課（直通：082-205-5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課（直通：087-811-8529）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 中小企業課（直通：092-482-5592,5593）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098-866-1755）	沖縄県

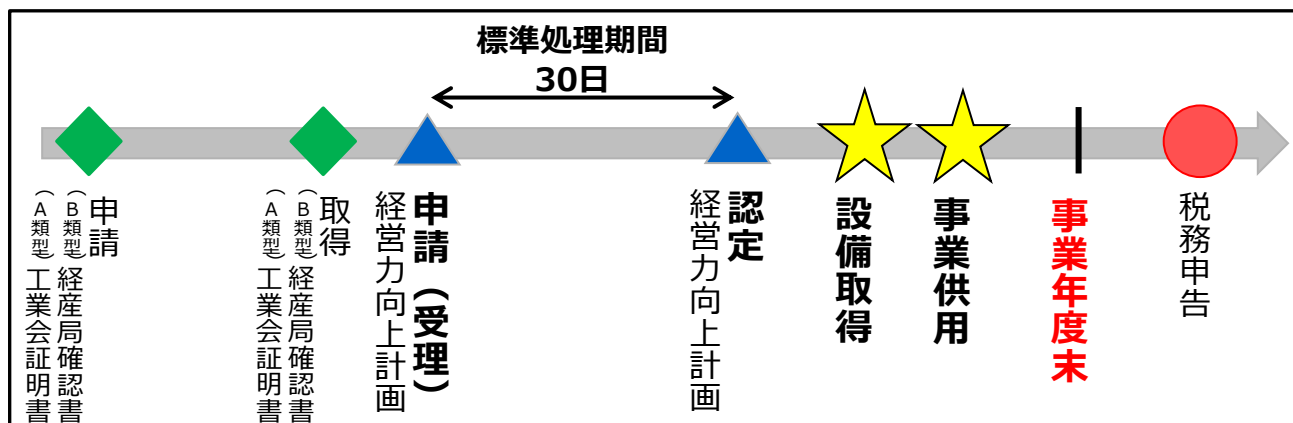
※ 減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士、または所轄の税務署までご確認ください。

2. ② 中小企業経営強化税制

設備の取得時期について（中小企業経営強化税制A・B共通）

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

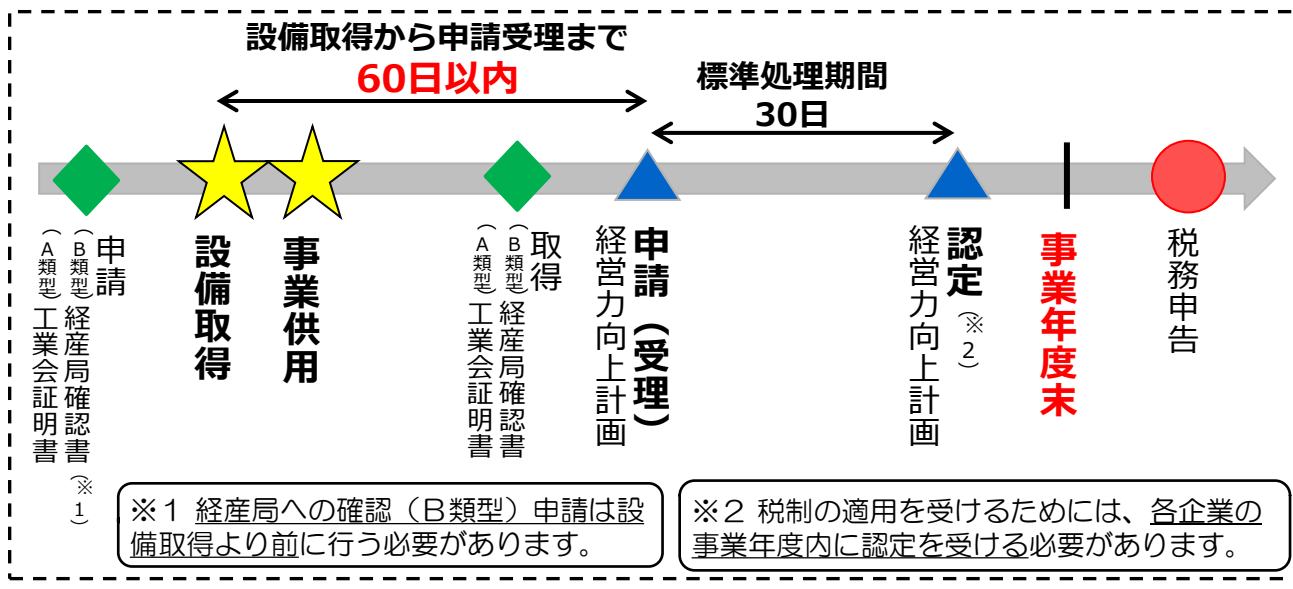
【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【例外】 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。

上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。



3. 金融支援

経営力向上計画が認定された事業者は、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援などを受けることができます。

(1) 各種金融支援の概要

① 日本政策金融公庫による低利融資

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について低利融資を受ける事ができます。

貸付金利

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ(運転資金については基準利率)
※基準利率：中小企業事業1.21%国民事業1.71%(平成29年3月現在)

貸付限度額

(中小企業事業) 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
(国民生活事業) 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

② 商工中金による低利融資

中堅クラス向け

中小企業者向け

経営力向上計画を策定している事業者に対し、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受ける事ができます。

③ 中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行(※)にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

(※) 新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」(新事業活動)に限ります。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	
海外投資関係保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	

④ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(中小企業者)も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

⑤ 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫による債務の保証を受けることができます。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

3. 金融支援

⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

資本金10億円以下または従業員数2千人以下の中堅企業等（※）が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入に対応）の債務の保証を受けられます。

（※）中小企業者は含まれません。

⑦ 食品流通構造改善促進機構による債務保証

中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通構造改善促進機構による債務の保証を受けられます。

適用対象者

※①～⑦の番号は前ページからの各種金融支援の番号と一致しています。

定義	中小企業者等 (中小企業等経営強化法第2条第2項)	
	ア. 中堅企業・その他政令で定める法人（※1） (イに該当する者を除く)	イ. 中小企業者（※2）
	資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人	（※2）【中小企業者の定義】のとおりに
経営力向上計画の認定	○	○
① 日本政策金融公庫による低利子融資		
③ 中小企業信用保険法の特例		
④ 中小企業投資育成株式会社法の特例	×	○
⑤ 日本政策金融公庫による スタンドバイ・クレジット		
② 商工中金による低利融資		
⑦ 食品流通構造改善促進機構による債務保証 (食品製造業者等のみ対象)	○	○
⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×

※1 【「その他政令で定める法人」の定義】

中小企業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれます。

※2 【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 (※右記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種)		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下どちらかで	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下	3億円以下	3億円以下	5000万円以下
従業員数	判断	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

3. 金融支援

(2) 適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

※①～⑦の番号はP.13, 14の各種金融支援の番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①・⑤	(株) 日本政策金融公庫 事業資金ダイヤル	0120-154-505
②	(株) 商工組合中央金庫	0120-079-366
③	各都道府県の信用保証協会 または(一社)全国信用保証協会連合会	各都道府県の信用保証協会 または 03-5470-1575
④	東京中小企業投資育成株式会社 (新潟・長野・静岡以東の18都道県に本社を置いている企業)	03-5469-1811 (代)
	名古屋中小企業投資育成株式会社 (愛知・岐阜・三重・富山・石川の5県に本社を置いている企業)	052-581-9541 (代)
	大阪中小企業投資育成株式会社 (福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業)	06-6459-1700 (代) (九州支社: 092-724-0651 (代))
⑥	独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部事業基盤支援課	03-5470-1575
⑦	(公財) 食品流通構造改善促進機構 業務部	03-5809-2176

注意事項

金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、担当省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

4. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援)

<問い合わせ先>

○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL: 03-3501-5803 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

○経営力向上計画について

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

- 中小企業等経営強化法 - 経営力向上計画 策定の手引き

目次

1. 経営力向上計画の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度利用のポイント・・・P.1
- (3) 制度活用の流れ・・・P.2
- (4) 中小企業者等の範囲・・・P.3

2. 手続き方法

- (1) 経営力向上計画の策定・P.3
申請様式の記載方法
- (2) 経営力向上計画の申請・P.6
- (3) 変更申請・・・P.6

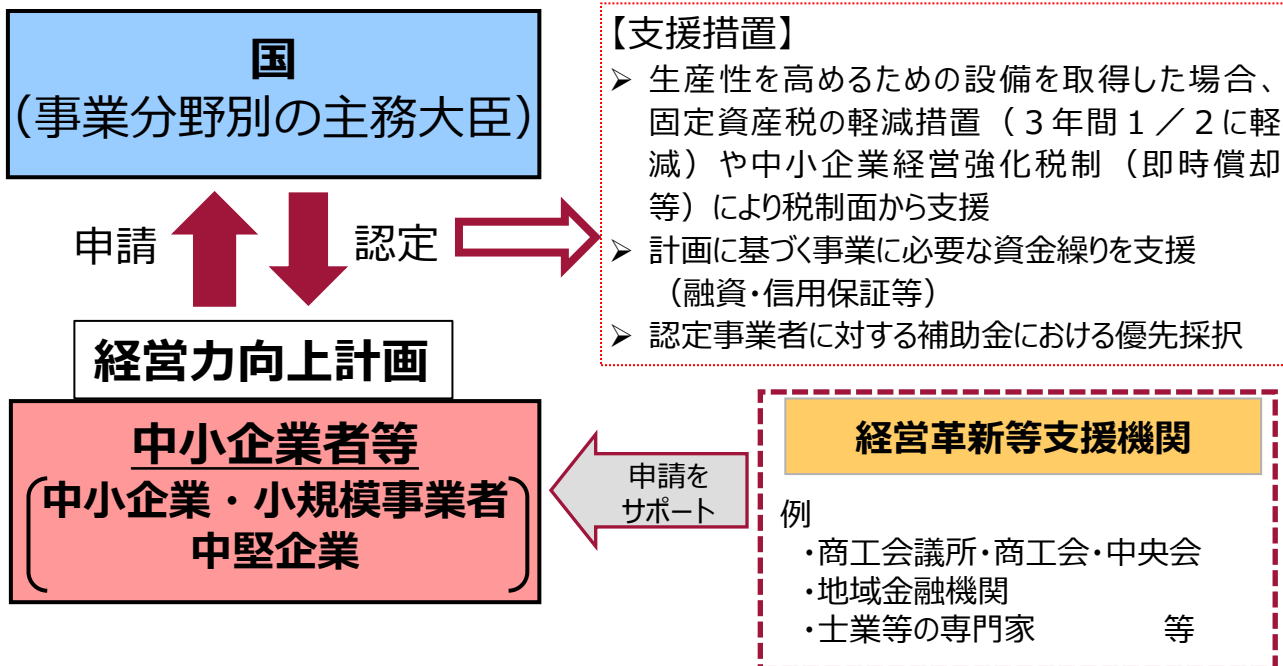
3. ホームページ・問い合わせ先・・・P.7

1. 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】 申請書様式は2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】 計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】 計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）をご用意

○税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

○金融支援・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

※支援措置について、詳しくは別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧ください。

1. 経営力向上計画の概要

(3) 制度活用の流れ

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

税制措置を受けたい場合

- ・適用対象者の要件（資本金1億円以下など）や手続き等を確認して下さい。
- ・税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経産局確認書等が必要です。

金融支援を受けたい場合

- ・適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- ・金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。

→各支援措置の要件や適用手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご確認下さい。



2. 経営力向上計画の策定

- ①「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認
<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>
- ② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認
 - ・「事業分野別指針」が策定されている事業分野（業種）については、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。
 - ・「事業分野別指針」が策定されていない事業分野については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定してください。
 - ・「事業分野別指針」「基本方針」は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>
- ③ 事業分野別指針（または基本方針）を踏まえて経営力向上計画の策定（記載方法はP. 3～）



3. 経営力向上計画の申請・認定

- ① 各事業分野の主務大臣に計画申請書（必要書類を添付）を提出（申請先はP. 6）
- ② 認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約30日かかります。複数省庁にまたがる場合は約45日）



4. 経営力向上計画の開始、取組の実行

- ・税制措置・金融支援を受け、経営力向上のための取組を実行

2. 手続き方法 (1) 経営力向上計画の策定

(4) 中小企業者等の範囲

○認定を受けられる「中小企業者等」の定義（中小企業等経営強化法第2条第2項）

		・会社または個人事業主 ・医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）	・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
資本金	右欄の上下どちらかで判断	10億円以下	2,000人以下
従業員数		2,000人以下	

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合についても、経営力向上計画の認定を受けることができます。

（注）税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される場合は、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」を必ずご確認ください。

申請様式の記載方法

経営力向上計画申請書の入手方法

➤ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

経営強化法 |

検索

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第3項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

- **＜宛名＞**は、経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。
- **業を所管する省庁が複数ある場合は連名としてください。**

- **＜申請者名＞**は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

- 認定申請書の提出の際に、（備考）及び（記載要領）は必要ありません。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称	株式会社METI
代表者名(事業者が法人の場合)	代表取締役 中小 太郎
資本金又は出資の額	2000万円
常時使用する従業員の数	100人
法人番号	XXXXXXXXXXXXXX

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野 24 金属製品製造業
2451 アルミニウム・合金金
属製品製造業
器・複合部品製造業

注意

事業分野別指針名 製造業に係る経営力向上に
関する指針

3 実施時期

平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月

注意

4 現状認識

①	自社の事業概要	金属板の板金加工業及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	従来は板金パーツの加工のみに専念する企業であったが、付加価値向上のため機械装置組み立て業へ事業をシフトし、機械設計の受注拡大に取り組んでいる。主要顧客は大手部品メーカーのA社を中心に30社程であり、機械設計の需要増加に伴い取引先数も増えている。当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力である。弱みは、現場を任せることができる若手職員が定着しないことから、熟練工から中堅職員への技能継承が進んでいない点である。競合は板金加工業者のB社であり、当社に比べ品質は劣るものの低価格・短納期での製造を行っている。
③	自社の経営状況	売上は27年度5,300,000千円、28年度5,420,000千円と増加している一方で営業利益については27年度85,000千円、28年度80,000千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず、一部工程について主要取引先の要望に対応しきれていないこと、②熟練工員が定年退職を迎えており適切な工程設計ができる人員が減っていること、③多台持ちができる若手工員が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由があげられる。以上から、労働生産性((営業利益+人件費+減価償却費)/労働者数)が低くなっていると考えられる。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状(数値)	B 計画終了時の目標(数値)	伸び率((B-A)/A)(%)
労働生産性	6,930 千円	7,000 千円	1%

<1 名称等>

- 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

<2 事業分野と事業分野別指針名>

- 「事業分野」欄は、計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する**中分類と細分類コードと項目名**を記載して下さい。複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。
- 「事業分野別指針名」欄は、計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。

<3 実施時期>

- 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載して下さい。
- **計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします。(8. 経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。)**

<4 現状認識>

- ①欄は、自社の事業等について記載してください。また、事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取り組内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記してください。
- ②欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。
- ③欄は、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

<5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標>

- 事業分野別指針を基に、指標の種類を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率を記載して下さい。
- 基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。

【指標の計算について】

労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間)

- **なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますのでご留意下さい。**
- 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

6 経営力向上の内容

事業分野別指針の該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該当 (該当する場合は○)
ア ハ(2)	【暗黙知の形式知化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成、暗黙知を形式知化し工程設計の担当者と共に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。	
イ イ(1)	【多能工化及び機械の多台持ちの推進】地域の高専・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちで作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちの推進を図る。	
ウ ホ(1)	【設備投資】主要取引先 A 社と共同で新規商品開発を行い、A 社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種(一機種 3台)をパンチ・レーザ複合マシンへ(一機種 2台)と更新する。この機械は、旧機種では対応できなかった成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。	○

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア・イ	技術指導員人件費・採用費用	自己資金	10,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	25,000

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1 ウ	H29.5	固・国A・国B	パンチ・レーザ複合マシン/METI001	●●県××市
2 ウ	H29.8	固・国A・国B	生産管理システム/SME002	●●県××市
3 ウ	H29.10	固・国A・国B	検査装置/SME003	●●県××市

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)	証明書等の文書番号等
1	機械装置	5,000	2	10,000	123456
2	ソフトウェア	5,000	1	5,000	20170523 中生投第○号
3	器具備品	10,000	1	10,000	20170523 中生投第○号

	設備等の種類	数量	金額(千円)
設備等の種類別小計	機械装置	2	10,000
	器具備品	1	10,000
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
	ソフトウェア	1	5,000
合計		4	25,000

- 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、添付する①工業会等の証明書の整理番号や、②経済産業局の確認書の文書番号を記載して下さい。
- ※ ①②両方を添付している場合は、両方の番号を記載して下さい(固定資産税特例と国税B類型の利用を想定している場合)。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。

<6 経営力向上の内容>

- 「事業分野別指針の該当箇所」欄は、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載する必要はありません。
- 「実施事項」欄は、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。
- 「新事業活動への該当」欄は、新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供など)となる取組に該当する場合には○を付けてください。

<7 経営力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法>

- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号(ア～エ)を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

<8 経営力向上設備等の種類>

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「利用を想定している支援措置」欄には、想定している措置(固定資産税特例、国税A類型、国税B類型)に○を付けて下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地(都道府県名・市区町村名)を記載して下さい。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。

2. 手続き方法 ②経営力向上計画の申請

申請書類

- ① 申請書（原本）
- ② 申請書（写し）
- ③ チェックシート
- ④ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）

（注意）税制措置の適用を受けるための書類を添付する必要があります。必要書類や申請手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧ください。

事業分野と申請先

事業分野ごとの申請先については、以下のURLをご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170407jiigyouteisyutu.pdf>

（中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 事業分野と提出先）

申請方法

申請方法は、上記の窓口への提出、郵送が可能です。
また、経済産業省が窓口の場合は、電子申請が可能です。
電子申請を活用される方は、下記URLをご確認ください。

<http://qq1q.biz/uRiM>

※電子申請については、申請書に不備がない場合、受理から概ね25日以内（複数の省庁の所管にまたがる場合は40日以内）に認定されます。

2. 手続き方法 ③変更申請

変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第13条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

 経営強化法 | 

2. 手続き方法 ③変更申請

変更申請の際の提出書類

- ① 変更申請書（原本）
- ② 経営力向上計画（変更後）
（認定を受けた経営力向上計画を修正する形でご作成ください。
変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いて
ください（記載例参照））
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧経営力向上計画認定書の写し
- ⑤ 旧経営力向上計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
（変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください（記載
例参照））
- ⑥ 申請書等（①～②）の写し
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手
（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
- ⑧ 変更申請用チェックシート

（注意）税制措置の適用を受けるための書類を添付する必要があります。必要書類や
申請手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧ください。

3. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

（中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援）

<問い合わせ先>

○経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口）

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL: 03-3501-5803（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

事業分野別指針の概要について

平成28年11月

5. 医療分野の経営力向上に関する指針

【現状認識】

- 高齢化が進む中で、国民医療費は増大。
(平成25年度：約40兆円)
- 医療サービスは人が支えるサービス。医療等従事者の勤務環境に配慮する必要がある。

【業界が抱える課題】

医療サービスの安定的提供のため、医療等従事者の勤務環境の改善等を通じた人材確保、ICTの活用等を通じたコスト削減が重要

【経営力向上に関する基本的な考え方】

他の医療機関等との機能分化・業務連携等を通じて、医療サービスの質の確保、向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが重要

【目標とする指標】

- 医療等従事者の離職率の引下げ、勤続年数の長期化、定着率の引上げ等
- ICTの活用等によるコストの削減



【実施事項（病院の例）】

人材に関する事項

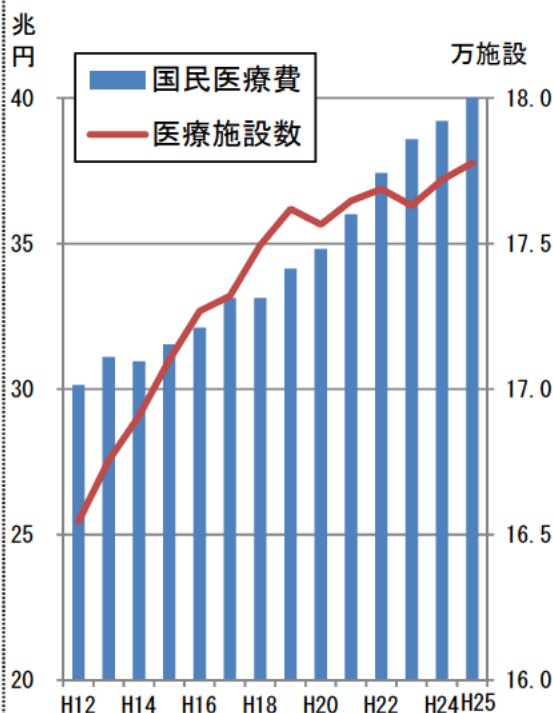
- ・働き方の希望に応じた人事配置
- ・離職率の引下げ、勤続年数の長期化、定着率の引上げ
- ・医療勤務環境改善支援センターの利用
- ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入
- ・研修への参加機会の確保
- ・高度専門職の仕事の棚卸し

コストの把握・効率化に関する事項

- ・近隣の医療機関と連携した共同購入
- ・バックオフィス業務のICTツールの利活用等

ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項

- ・電子カルテ等のICTの利活用
- ・地域にある他の病院等とのデータ共有
- ・臨床研究データベース構築への協力
- ・ICT人材の確保、セキュリティ対策の実施



7. 介護分野の経営力向上に関する指針

【現状認識】

- 高齢化が進む中で、介護需要が増加。

【業界が抱える課題】

- 人材の育成や勤務環境の改善等を通じて質の高い人材を継続的に確保する必要。
- 小規模事業所の割合が高いため、経営の効率化・安定化を図る必要。



【経営力向上に関する基本的な考え方】

- 資質向上・キャリアアップの実現のため、専門性に考慮し、それを踏まえた人材育成等を積極的に推進。
- 介護業務の生産性向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図るため、介護ロボットやICT等の活用について推進。
- 他の事業所との連携による研修の共同実施、業務の共同化を推進。

①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2015年10月末	
第1号被保険者数	2,165万人	⇒	3,346万人	1.55倍

②要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2015年10月末	
認定者数	218万人	⇒	618万人	2.83倍

③サービス利用者の増加

	2000年4月末		2015年10月末	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	389万人	4.00倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	90万人	1.74倍
地域密着型サービス利用者数	—		41万人	
計	149万人	⇒	520万人	3.49倍

（出典：介護保険事業状況報告）

○厚生労働省告示第二百八十一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針を次のように定め、平成二十八年七月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年七月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針

第 1 基本認識

1 市場動向

少子高齢化が進む中で、平成 12 年度に約 30 兆円であった国民医療費は、平成 25 年度には約 40 兆円に増大しており、そのうち、およそ 35%にあたる約 14 兆円は、75 歳以上に係るものである。

2 産業構造・業態の特徴

医療機関		平成 26 年 10 月 1 日時点
病院	177,546 施設	8,493 施設
一般診療所	100,461 施設	

		有床診療所	8, 355 施設	
		無床診療所	92, 106 施設	
	歯科診療所	有床診療所	32 施設	
		無床診療所	68, 592 施設	
歯科技工所			20, 166 施設	平成26年12月末日時点
あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所			85, 260 施設	
柔道整復の施術所			45, 572 施設	
訪問看護ステーション			7, 583 施設	
助産所			2, 822 施設	平成27年3月末日時点

3 経営の特徴

医療等サービス（病院、診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所、看護業の事業所の各施設において提供されるサービスをいう。以下同じ。）は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとって重要である。ただ、病床を有する医療機関においては、夜間勤務や宿日直勤務に対応する医

療等従事者（医療等サービスに従事する者をいう。以下同じ。）の配置が必要となること等に伴い、医療等従事者の勤務環境について医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第2 経営力向上に関する目標

多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ICTの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上において実施すべき事項

他の医療等サービス提供主体との機能分化、業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保及び向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが適当である。

二 経営資源を高度に利用する方法として、特に優先すべき事項

医療等従事者の勤務環境の改善を特に優先すべきである。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所
サービスの品質向上に関する事項	・地域における医療のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関のサービスの質の向上の実施（治療の選択肢の複数提示、退院指導の充実等）	・地域における医療のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関のサービスの質の向上の実施（治療の選択肢の複数提示、退院指導の充実等）	・地域における医療等のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関等のサービスの質の向上の実施（治療の選択肢の複数提示等）
コストの把握 ・効率化に関	・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等	・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等	・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等

する事項	と連携した共同購入	と連携した共同購入	と連携した共同購入
	内部業務の効率化のため、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等	内部業務の効率化のため、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等	内部業務の効率化のため、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等
マネジメントに関する事項	- 入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置、関連する他の医療機関との間における看護師等による支援 - 夜間・休日の適切な人事配置 - かかりつけ医又は在宅医、介護・福祉事業者等との連携 - 高度急性期、急性期、	- 入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置 - 夜間・休日の適切な人事配置 - 地域にある他の病院又は診療所、介護事業者等との連携	- 曜日ごとの医師等の柔軟な配置 - 地域にある他の病院又は診療所、介護事業者等との連携

	回復期、慢性期等地域の医療提供体制の中での役割の明確化		
人材に関する事項	・医療従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・勤務環境の改善のため、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入 ・高度専門職の仕事の棚	・医療従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・勤務環境の改善のため、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入	・医療等従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療等従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ

	卸し ・医療従事者の研修等への参加機会の確保		
I C T 投資、設備投資、省エネルギー投資に関する事項	・電子カルテ等の I C T の利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・臨床研究・臨床効果データベース構築への協力 ・I C T を利活用するための人材の確保 ・I C T を利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設置	・電子カルテ等の I C T の利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・I C T を利活用するための人材の確保 ・I C T を利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた	・電子カルテ等の I C T の利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・I C T を利活用するための人材の確保 ・I C T を利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた

	備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進	省エネルギーの推進	省エネルギーの推進
その他の経営資源を高度に利用する方法	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減

3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

二 経営力向上計画の進捗状況の把握

事業者は、経営力向上計画について、定期的に自己評価を行い、進捗状況を把握するものとする。

三 外部専門家の知見の活用

経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る法第二十六条第二項に規定する

認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「医療分野経営力向上推進機関」という。）等、外部の専門家の知見を活用するものとする。

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用

事業者は、事業の運営の透明性及び信頼性を確保するため、各法人等に適用される会計基準等を利用して、信頼性のある計算書類等を作成し、活用するものとする。

第4 医療分野経営力向上推進機関に関する事項

1 医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項

一 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野の経営力向上に関する研修を企画し実施するほか、必要な普及啓発を行うこと。

二 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野の経営力向上に関する最新の知見の充実に図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行うこと。

三 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務（医療分野に係る法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。）の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。

2 医療分野経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

1 に掲げる事項を実施できる体制であること。

3 医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

- 一 医療分野経営力向上推進機関は、医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小規模の医療機関等を支援対象から外すことがないようにすること。
- 二 医療分野経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

○厚生労働省告示第二百八十四号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、介護分野に係る事業分野別指針を次のように策定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護分野に係る事業分野別指針

第1 基本認識

本指針の対象とする介護事業とは、日本標準産業分類の小分類854「老人福祉・介護事業」に分類される事業であり、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保険給付又は事業の対象となっている介護サービスを提供する事業以外のサービスも含む。

介護事業に関しては、急速に少子高齢化が進み介護サービスに対するニーズが増加する中で、求められる介護サービスを効率的かつ持続的に提供するため、人材の育成や勤務環境の改善等を通じて質の高い人材を継続的に確保するとともに、介護ロボットや情報通信技術（ICT）等を活用して介護サービスの質と生産性の向上を図るなどの取組が不可欠となっている。

このような我が国の介護事業について、市場規模の動向等の現状について整理すると、以下のとおりである。

1 市場規模の動向

急速に少子高齢化が進む中で、我が国では、平成37年（2025年）にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎える。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）出生中位（死亡中位）推計」によれば、現在65歳以上の人口は25%程度であるが、平成37年（2025年）には30%を超え、平成62年（2050年）には40%近くになる見込みである。また、75歳以上の人口は、平成37年（2025年）には約18%になると推計されており、約5人に1人が後期高齢者となる。

要介護認定者数は、「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）によれば、介護保険制度が創設された平成12年（2000年）の時点で256万人であったが、平成26年（2014年）には606万人となっており、この15年間で約2.4倍に増加している。

介護保険給付費も年々増加しており、平成26年度当初予算において10兆円となっているが、平成37年（2025年）には約21兆円に達すると見込まれている（厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」（平成24年3月））。

介護職員数は平成26年「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省）によると平成25年度に約171万人であったが、平成27年6月時点における各都道府県の推計によれば、平成37年（2025年）には約253万人の介護職員が必要になる見込みである。一方、平成27年度以降に取り組む新

たな施策の効果を見込まない現状維持シナリオによる場合、平成37年（2025年）時点の介護職員数は約215万人であり、約38万人の需給ギャップが生じると見込まれている。

2 産業構造・業態の特徴

介護サービスの事業所の数は、平成26年「介護サービス施設・事業所調査」によると、訪問介護が33,911事業所、通所介護が41,660事業所である。また、介護予防サービスの事業所数は、介護予防訪問介護が33,060事業所、介護予防通所介護が39,383事業所である。通所介護については、前年度の1月当たりの平均利用延人数300人以下の小規模事業所の割合が約6割を占める（厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成27年12月審査分））など、小規模な事業所の割合が高いことに特徴がある。

介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設の種類の合計定員は、平成26年「介護サービス施設・事業所調査」によると、介護老人福祉施設が498,327人、介護老人保健施設が362,175人、介護療養型医療施設が66,925人、地域密着型介護老人福祉施設が40,407人である。介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設の種類の1施設当たりの定員は、平均で、介護老人福祉施設が68.7人、介護老人保健施設が88.4人、介護療養型医療施設が44.0人、地域密着型介護老人福祉施設が25.3人である。

介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設の種類の最も多い割合をみると、

介護老人福祉施設は「50～59人」が34.2%、介護老人保健施設は「100～109人」が38.3%、介護療養型医療施設は「10～19人」が19.1%、地域密着型介護老人福祉施設は「20人～29人」が90.6%となっており、定員が150人以下の小規模施設が大半を占めている。

なお、訪問介護事業者のうち、要介護認定者向けに公的保険外サービスを提供している事業者は7割程度という調査もあるが、そのうちの7割強は、「利用者の「支給限度基準額」を超えて利用されるサービス」を提供するものである（一般社団法人シルバーサービス振興会「訪問介護サービスにおける「混合介護」の促進に向けた調査研究事業報告書」（平成21年3月））。

3 経営の特徴

一 介護事業の経営の特徴

介護事業の経営の特徴としては、事業収入に占める給与費の割合が概ね5割を超え、この割合は事業規模が小さくなるほど高くなる傾向にあること（平成26年度「介護事業経営実態調査」（厚生労働省））、多くの事業者にとって主たる収入となっている介護報酬は、サービス等に応じた平均的な費用を勘案して国が定めるものであり、サービスの上限価格としての性質を有すること、3年に一度の介護報酬改定による影響を考慮すること等が挙げられる。

二 労働市場の状況

介護分野の有効求人倍率は平成28年3月時点で2.74倍となっており、全産業の1.21倍に比べ

高い水準にある。

公益財団法人介護労働安定センター「平成26年度「介護労働実態調査」」によれば、介護労働者の労働条件等に係る不満は、「仕事内容のわりに賃金が低い」が42.3%、「有給休暇がとりにくい」が34.9%となっている。また、事業所に対する調査においては、従業員が不足していると感じている事業所の割合は59.3%となっており、従業員が不足している理由としては「採用が困難である」が72.2%、採用が困難である原因については「賃金が低い」が61.3%、「仕事がつい（身体的・精神的）」が49.3%となっている。

第2 経営力向上に関する目標

介護事業においては、対人サービスとして一定以上の質が求められることから、一概に中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本指針（平成17年総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第2号。以下「基本指針」という。）第4の2のイに掲げる労働生産性の向上という指標を用いて経営力向上の度を測ることはできない。

このため、介護分野における経営力向上の度を測るための指標としては、介護職員の勤続年数、離職率、入職率、顧客満足度その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当と考えられる。

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

経営力向上において実施すべき事項

① 事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成

介護事業においては、対人サービスを担う介護職員の資質向上、キャリアアップの実現及び専門性の確保が重要である。このため、各職員の専門性を考慮し、それを踏まえた人材育成と人事管理の仕組みの構築に取り組む必要がある。具体的には次に掲げる事項とする。

- (一) 事業所における介護業務の分析及び標準化並びにそれらを踏まえた研修の実施
- (二) 他の事業者との連携による研修の共同実施
- (三) 賃金テーブルの整備等によるキャリアパス及び人事評価に連動した処遇の実施

② 財務内容の分析の結果の活用

介護事業においては、事業収益の大部分が介護報酬によって占められているものの、財務内容の分析は、他の事業分野と同様に重要である。このため、財務諸表等を基に収益性等の数値を定量的に分析すること及び人的資源等の経営資源について定性的に分析することが必要である。具体的には次に掲げる事項とする。

- (一) 財務諸表等の適切な整備並びに財務内容の分析及びその結果の活用

(二) 活動基準原価計算等の手法による介護職員の業務内容等の分析及びその結果の活用

③ 商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用

介護事業においては、利用者と事業者との契約によりサービスを提供することとなるため、他の事業分野と同様に、需要の動向、同業事業者の動向等の情報を収集し、活用することが必要である。また、法令改正や介護報酬改定の動向等の情報を収集し、活用することも必要である。具体的には次に掲げる事項とする。

(一) 同業事業者における事業内容に係る情報の把握及び分析並びにその活用

(二) 事業者の強み、弱み等を分析する手法（いわゆる「SWOT分析」）等による内部環境等の定性的な分析及びその結果の活用

(三) 法令改正や介護報酬改定等の外部環境を網羅的に分析する手法（いわゆる「PEST分析」）、競争要因に着目して業界の構造を分析する手法（いわゆる「ファイブフォース分析」）等による外部環境の定性的な分析及びその結果の活用

④ 経営能率の向上のための情報システムの構築

介護事業においては、介護サービスの提供に当たり最低限必要な人員及び設備が、都道府県又は市町村の条例により定められている一方、介護職員の確保が容易ではないという状況にあり、介護事業に投入できる人的資源の幅に制約があることから、経営能率を向上させる

ためには、情報通信技術（ICT）の活用により、サービスの質及び生産性の向上を図ることが必要である。具体的には次に掲げる事項とする。

（一）記録の作成、保管等の事務的業務について情報システムを導入することによる情報共有等の円滑化

（二）情報システムによる業務の定量的な課題分析及びその結果に基づく業務の標準化

⑤ その他の経営資源を高度に利用する方法

①から④までのほか、経営資源をその有する潜在力が十分発揮されるように活用するためには、介護ロボットの導入、総務、経理、人事等の部門の共同化、訪問介護における移動時間等の効率化等を実施することが必要である。具体的には次に掲げる事項とする。

（一）介護ロボットの導入による業務負担の軽減

（二）中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）等の制度を活用した総務、経理、人事等の部門における業務の共同化

（三）訪問介護において担当地域等を適切に見直すことによる移動時間等の効率化

2 経営力向上計画の認定

経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第13条第1項に規定する経営

力向上計画をいう。)について認定を受けようとする事業者にあつては、その経営規模に応じて取り組みことのできる事項に幅があると考えられることから、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれの各号に掲げる数以上の第3の1の各号に掲げる事項にに取り組むこととする。

① 小規模企業（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業等（以下単に「中小企業者等」という。）のうち、常時使用する従業員の数がおおむね5人以下であるものをいう。以下同じ。） 1 項目

② 中規模企業（中小企業者等のうち、資本金等の総額が5,000万円以下であつて、常時使用する従業員の数が5人を超え100人以下であるものをいう。以下同じ。） 2 項目

③ 中堅企業（中小企業者等のうち、小規模企業及び中規模企業に該当しないものをいう。）

3 項目

3 業界団体に係る事項

介護分野における業界団体においては、中小企業者等が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組（新たな手法や成功事例等）に係る情報の収集等のほか、地域資源の開発及び活性化を促すための取組を行うことが望まれる。

4 経営力向上に取り組むに当たって配慮すべき事項

中小企業者等が経営力向上に取り組むに当たっては、対人サービスとしての一定以上の質を確

保するとともに、人員削減を目的とした取組をしないなど雇用の安定に配慮することが必要である。

第4 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

中小企業等経営強化法第26条第1項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関する事項については、基本方針第5の4から6までに定めるところによる。

1-③中小企業投資促進税制(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置。
- 中小企業投資促進税制の対象設備等について一部見直しを行い(上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減)、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主	
指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)	
	・内航船舶(取得価格の75%が対象)	
措置内容	個人事業主	
	資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却

1-④商業・サービス業・農林水産業活性化税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長。

改正概要【適用期間：平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等が経営改善設備（※1）を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除（※2）ができる措置。

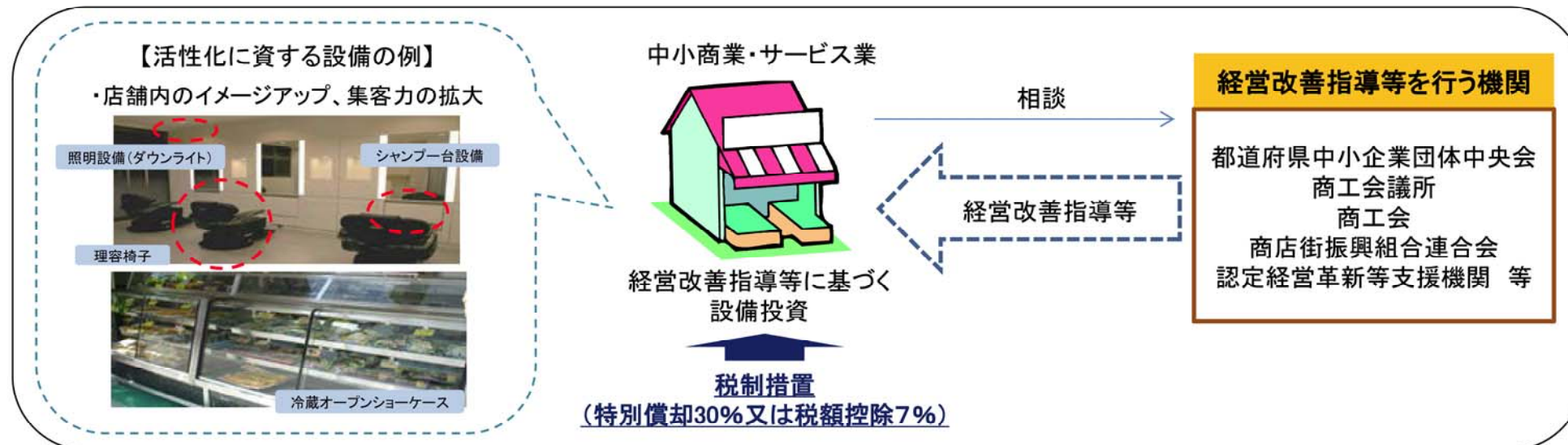
（※1） 認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）：1台30万円以上

建物附属設備（空調施設、店舗内装等）：1台60万円以上

（※2） 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】



				中小企業経営強化税制 (所得税・法人税)		中小企業の生産性向上のための 固定資産税の特例		
				措置内容				
対象設備				業種		業種		
設備の種類	用途又は細目 ※設備の確認の手法として、 ①生産性向上設備(A類型) ②収益力強化設備(B類型) の2類型が存在。	最低価額	販売開始時期 ※中小企業経営強化税制の収益力強化設備(B類型・経産局確認)については要件とされない。	特定のサービス業、 製造業、建設業、 小売業、卸売業など を行う事業者	医療保健業 を行う事業者 (注1・2)	特定のサービス業、 製造業、建設業、 小売業、卸売業など を行う事業者	社会保険・ 社会福祉・ 介護事業 を行う事業者 (注4)	医療業 を行う事業者 (注4)
機械装置	全て(医療・介護においては、 業務用クリーニング設備、機械 式駐車設備、給食用設備、介 護入浴装置などが適用の可能 性あり)	160万円以上	10年以内	○	○	○	○	○
工具	測定工具及び検査工具 ※中小企業経営強化税制の 収益力強化設備(B類型・経産 局確認)については、工具全て が対象。	30万円以上	5年以内	○	○	○ (一部の地域において 対象業種が限定)	○ (東京都を除く)	○ (東京都を除く)
器具備品	全て(ただし、国税の措置につ いて、医療機器については、 医療保健業を行う事業者が取 得又は製作するものを除く。)	30万円以上	6年以内	○	△ (医療機器を除く) (注3)	○ (一部の地域において 対象業種が限定)	○ (東京都を除く)	○ (東京都を除く)
建物附属設備	全て(ただし、国税の措置につ いて、医療保健業を行う事業 者が取得又は製作するものを 除く。)	60万円以上	14年以内	○	× (注3)	○ (一部の地域において 対象業種が限定)	○ (東京都を除く)	○ (東京都を除く)
ソフトウェア	設備の移動状況等に係る情報 収集機能及び分析・指示機能 を有する一定のもの	70万円以上	5年以内	○	○	—	—	—

(注1)・法人税法基本通達 15-1-56 令第5条第1項第29号《医療保健業》の医療保健業には、療術業、助産師業、看護業、歯科技工業、獣医業等が含まれる。(昭56年直法2-16「七」、平15年課法2-7「五十三」により改正)

(注2)介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて(平成12年6月1日付老発第510号照会に対する回答)、平成12年6月8日、課法2-6
介護保険法の規定に基づく介護サービス事業については、御照会に係る事業内容等を前提とすれば、法人税法上、以下のとおり、法人税法施行令第5条に規定する収益事業として取り扱われるものと考えられます。
(1)介護サービス事業((2)、(3)及び(4)を除く)・・・医療保健業(法令5①二十九)
(2)福祉用具貸与・・・物品貸付業(法令5①四)
(3)特定福祉用具販売・・・物品販売業(法令5①一)
(4)住宅改修・・・請負業(法令5①十)

(注3)租税特別措置法第42条の12の4第1項、中小企業等経営強化法第13条第4項、中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項

(注4)中小企業庁「経営力向上設備等に係る固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について」(平成29年4月4日)
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>

			商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (所得税・法人税)		中小企業投資促進税制 (所得税・法人税)
			措置内容		
			対象設備		業種
設備の種類	用途又は細目	最低価額	社会保険・社会福祉・介護事業 などの特定のサービス業、 小売業、卸売業など を行う事業者(注1)	医療業 を行う事業者 (注2)	医療業・「社会保険・社会福祉・介護事業」 などの特定のサービス業、 製造業、建設業、 小売業、卸売業など を行う事業者(注3)
機械装置	全て(医療・介護においては、業務 用クリーニング設備、機械式駐車 設備、給食用設備、介護入浴装置 などが適用の可能性あり)	160万円以上	—	—	○
工具	測定工具及び検査工具	1台120万円以上、 1台30万円以上かつ 複数合計120万円以上	—	—	○
器具備品	認定経営革新等支援機関等により 経営改善に資するものと 指導及び助言を受けた設備	30万円以上	○	×	—
建物附属設備	認定経営革新等支援機関等により 経営改善に資するものと 指導及び助言を受けた設備	60万円以上	○	×	—
ソフトウェア	一定のもの	一つのソフトウェアが 70万円以上、 複数合計70万円以上	—	—	○
貨物自動車	車両総重量3.5トン以上		—	—	○
内航船舶	取得価格の75%が対象		—	—	○

(注1)措置法通達 (主たる事業でない場合の適用)
42の12の3-3 法人の営む事業が措置法第42条の12の3第1項に規定する事業(以下「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。(平25年課法2-4「七」により追加)

(注2)医療業は対象業種から除外されている(租税特別措置法施行規則第20条の8第2項第18号)

(注3)措置法通達 (主たる事業でない場合の適用) 42の6-4 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。(平15年課法2-22「四」により追加)